

## (別添2)

### 太平洋広域漁業調整委員会指示第〇〇号(案)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第二百二十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ(大型魚)を採捕しようとする遊漁者及び当該遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年〇月〇日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門利英

太平洋広域漁業調整委員会によるくろまぐろ(大型魚)の採捕をしようとする遊漁者等に関する届出に係る委員会指示

#### 1 定義

この指示において使用する用語は、太平洋広域漁業調整委員会指示第△△号において使用する用語の例による。

#### 2 届出

##### (1) くろまぐろ(大型魚)を採捕しようとする遊漁者

令和七年●月●日から令和八年三月三十一日までの間、太平洋において、くろまぐろ(大型魚)を採捕しようとする遊漁者は、あらかじめ太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に対して、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ(大型魚)の採捕をしようとする日の一営業日前までに届け出なければならない。

ア 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定めて公示する事項

##### (2) 遊漁船業者(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)

第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。以下同じ。)

令和七年●月●日から令和八年三月三十一日までの間、太平洋において、くろまぐろ(大型魚)の採捕をしようとする遊漁者を漁場に案内する遊漁船業者は、委員会に対して、次に掲げる事項を、令和七年□月□日から令和七年▲月▲日までに届け出なければならない。

ア 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ 船名

ウ 遊漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が必要と認めて別に定めて公示する事項

(3) 遊漁船以外の船舶を運航する者

令和七年●月●日から令和八年三月三十一日までの間、太平洋において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする遊漁者を漁場に案内する者（自ら遊漁船以外の船舶を運航して、漁場に赴いてくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者を含む。）は、委員会に対して、次に掲げる事項を、令和七年□月□日から令和七年▲月▲日までに届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メ

ールアドレス

イ 船名

ウ 船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が必要と認めて別に定めて公示する事項

(4) 前三項の規定による届出をした者は、届出の内容に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

(5) 遊漁者は、(1)の届出を行っていない場合は、くろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない。くろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(6) 遊漁船業者又は遊漁船以外の船舶を運航する者は、(2)又は(3)の届出を行っていない場合は、くろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする遊漁者を漁場に案内してはならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年□月□日から令和八年三月三十一日までとする。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。